

件名	愛媛県暴力団排除条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部組織犯罪対策課
根拠法令等	憲法94条 地方自治法第2条、同第14条(昭和22年法律第67号)
<p>【改正の概要】</p> <p>1 公の施設の利用における措置の新設（第7条） 県が設置した公の施設の利用許可申請があった場合、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるときは、その利用の許可をしないことや既に与えている許可を取り消す等の措置を講ずる。</p> <p>2 青少年に対する禁止行為の新設（第13条） (1) 暴力団員が、正当な理由なく、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせることを禁止する。 (2) 暴力団員が青少年を自己又は自己が所属する暴力団の支配下に置く目的で、青少年に対して、面会要求、電話、メール、つきまとい、見張り、押しかけ、ソーシャルネットワーキングサービス（通称：SNS）の送信等を行うことを禁止する。</p> <p>3 暴力団事務所の開設及び運営禁止の追加改正（第15条） 暴力団事務所の開設及び運営禁止区域を、都市計画法で規定する住居系用途地域及び商業系用途地域にまで拡大する。</p> <p>4 他人の名義利用禁止等の新設（第19条、第21条） (1) 何人も情を知って暴力団員に自己又は他人の名義を利用させることを禁止する。 (2) 暴力団員が、自己が暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用することを禁止する。</p> <p>5 特定事業者の講ずべき措置の新設（第24条） 特定事業者（旅館、ホテル、ゴルフ場）の運営又は管理を行う事業者は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することを知った上で、施設利用に係る契約を締結することを禁止する。</p> <p>6 罰則等の新設 (1) 青少年に対する禁止行為に対する中止命令等違反(第30条) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (2) 暴力団事務所の開設及び運営禁止に対する中止命令違反（第30条） 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (3) 他人の名義利用禁止等、特定事業者の講ずべき措置（第26条、第27条、第28条） 公安委員会による調査、勧告、公表</p>	
施行日	令和3年1月1日
<p>【その他参考事項】</p>	